

令和5年度大和高田市水道事業水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、市民の皆様「安心」と「安全」な水の供給をするため不可欠であり、水道水の水質管理において中核となるものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目を定めたものです。

市上下水道部では、水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、これまで行ってきました検査結果の公表と併せ、水道水が水質基準に適合し安全であることをさらにご理解いただけるよう、公表いたします。

1 基本方針

清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、水道法を遵守することを基本に適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切な判断により需用者が安心、信頼して利用出来る水道を目指します。

2 水道事業の概要

(1) 水源は、奈良県営水道より100%受水

(2) 配水場は、市内3ヶ所

大東配水場 : 1日配水施設能力 10,000m³

天満配水場 : 1日配水施設能力 13,000m³

陵西配水場 : 1日配水施設能力 15,000m³

(3) 給水状況

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|--------------------------|
| 給 水 区 域 | 大和高田市内 |
| 給水人口(令和5年度) | 63,056 (人) |
| 給水戸数(令和5年度) | 31,096 (戸) |
| 年 間 給 水 量 | 6,752,637 m ³ |
| 計画1日最大給水量 | 38,000 m ³ /日 |
| 実績1日最大給水量 | 20,100 m ³ /日 |

3 水道水の状況

(1) 水道水は、奈良県水道局 御所浄水場より受水しています。

御所浄水場の水質につきましては、奈良県水道局ホームページの水質検査結果をご覧ください。

(2) 水道水は、これまでの検査結果より、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水です。

4 水質検査項目、検査頻度

水質基準が適用される水質検査項目と検査頻度

(1) 水質検査項目

法令に基づく水質基準項目(別表1)〈51項目〉及び毎日検査項目(別表3)の水質検査を行います。

(2) 検査頻度

ア 法令に基づく水質基準項目(1)の項目 No.1、2、38、46～51の検査は、毎月1回行います。

イ 法令に基づく水質基準項目(別表1)のうち、前記の項目アと省略不可項目 No.9、21～31、42、43以外の項目については、年4回以上行うこととされていますが、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、1/10超過1/5以下の場合には年に1回まで、検査頻度を緩和して行います。

ウ 法令に基づく毎日検査項目(別表3)の、色・濁り・消毒の残留効果(残留塩素)の検査は、1日1回行います。

水質管理目標設定項目

水質基準には該当しないものの、より質の高い水道水をめざすため、水質管理上留意すべき項目です。

水質管理目標設定項目(別表2)〈3項目〉の水質検査を行います。

(3) 水質管理上優先すべき対象項目等の留意すべき事項

| 水質管理上留意すべき項目 | 留意すべき事項 |
|--------------|--------------|
| 残留塩素 | 配水過程で減少 |
| 濁度・色度 | 管路内など配水過程で上昇 |
| pH | 配管内など配水過程で上昇 |

5 水質検査の方法

(1) 上下水道部で自己検査を行う項目

毎日検査(水道法の規定による毎日検査項目)

(2) 奈良広域水質検査センター組合(一部事務組合)に委託する検査

水質基準項目(検査区分: 毎月検査・項目検査)

水質管理目標設定項目

6 臨時検査

水道水が、次のような水質変化があり水質基準に適合しない恐れがあるときは、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

(1) 定期検査により水質異常が判明した場合。

(2) 水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

(3) 原因不明の色及び濁り等水質が著しく悪化したとき。

(4) 給水区域及びその周辺において消化器系伝染病が流行しているとき。

臨時の水質検査は、速やかに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査の結果は、下記の方法で公表します。

- (1) 広報誌「市政だより」
- (2) 市ホームページ

8 水質検査計画の評価

水質基準は、水道により供給されるすべての水が満たせなければならない要件です。大和高田市では、水質検査結果が水質基準に適合していることを確認することはもちろんのこと得られた結果と蓄積したデータの比較評価等を行い、水質管理に活用します。

9 水質検査計画の見直し

水質検査計画の見直しは、検査結果の状況に基づいて行います。

10 水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査における測定値の信頼性の確保のため、妥当性評価ガイドラインに基づき妥当性の確認をした検査機関で行います。